

平成25年（東）第1479号ほか 浪江町原発ADR集団申立事件

申立人

相手方

上 申 書

平成26年6月26日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら代理人 弁護士 日 置 雅 晴

同 弁護士 濱 野 泰 嘉

ほか

頭書事件につき、申立人らは、相手方の平成26年6月25日付回答書について、以下のとおり上申いたします。

- 1 相手方の本和解案に対する回答は、一部受諾という形式をとっていますが、その受諾の内容は、申立人のうち傷病を有していた高齢者（75歳以上）に対し期間を13ヶ月に限定して一人月額2万円の慰謝料増額を認めるというもので、本和解案の内容と異なるばかりか、これまでの貴センターの総括基準に準じた対応を述べているにすぎず、実質は、全面拒否回答に他なりません。

このような全面拒否回答は、相手方が「新・総合特別事業計画」（平成26年1月15日認定）において「東電と被害者の方々との間に認識の齟齬がある場合であっても解決に向けて真摯に対応するよう、ADRの和解案を尊重する」との

宣言に真っ向から反しており、著しく不当な対応です。

- 2 また、相手方は、本和解案を拒否する理由として、「本和解案は、申立人ごとの個別事情を考慮することなく、浪江町民であることのみをもって一律の精神的損害の増額を認めて」いるとし、「中間指針等と乖離する」ことをあげていますが（4頁28行目）、これは本和解案の内容を正しく理解していないと言わざるを得ません。

本和解案は、和解案提示理由書にも明確に示されていますが、浪江町民の個別事情を考慮した上で、その共通する事情をもとに示されたものです。それゆえ、個別事情を考慮していないという主張も、中間指針等と乖離するという主張も、まったくの的外れといえます。

- 3 仮に、貴センターが相手方の全面拒否回答を黙認し、本件が和解不成立で終了するという先例になるのであれば、「円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的」として設置された貴センターの紛争解決機能を著しく損ない、被害者全体からの貴センターに対する不信を招くばかりでなく、ひいては貴センターの存在意義を失わせることになりかねません。

- 4 以上のことから、申立人らは、貴センターに対し、相手方が本和解案の内容を正しく理解するためあらためて説明を行うとともに、本和解案をすべて受諾するよう強く説得していただきますよう上申いたします。

以 上